

長野県景観計画

(素案)

令和7年7月

長 野 県

■長野県景観計画(素案)目次

序章 はじめに	・ ・ ・ ・ ・1
第1章 景観計画の区域	
1 景観計画の区域	・ ・ ・ ・ ・2
第2章 景観育成の基本理念と良好な景観の育成に関する方針	
1 景観育成の基本理念	・ ・ ・ ・ ・3
2 良好な景観の育成に関する方針	・ ・ ・ ・ ・3
第3章 良好な景観育成のための行為の制限	
1 届出対象行為と規模	・ ・ ・ ・ ・7
2 届出等のフロー	・ ・ ・ ・ ・8
3 行為の制限(景観育成基準)	・ ・ ・ ・ ・9
第4章 景観法、長野県景観条例に定める事項	
1 景観重要建造物の指定の方針	・ ・ ・ ・ ・14
2 景観重要樹木の指定の方針	・ ・ ・ ・ ・14
3 景観資産の指定及び活用に関する事項	・ ・ ・ ・ ・14
4 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	・ ・ ・ ・ ・15
5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	・ ・ ・ ・ ・15
6 広域景観アセスメント制度の実施に関する方針	・ ・ ・ ・ ・15
7 広域景観エリア協議会による景観誘導	・ ・ ・ ・ ・16
8 景観整備機構の指定に関する方針	・ ・ ・ ・ ・16
第5章 公共施設の整備に関する事項	
1 公共施設の整備に関する基本事項	・ ・ ・ ・ ・17
2 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・18
別冊:景観育成重点地域の景観計画	
浅間山麓景観育成重点地域景観計画	・ ・ ・ ・ ・19
国道147号沿道景観育成重点地域景観計画	・ ・ ・ ・ ・25
八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画	・ ・ ・ ・ ・29
高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画	・ ・ ・ ・ ・35
別表1:公共事業景観育成指針	・ ・ ・ ・ ・45

序 章 はじめに

本計画は、長野県全域の景観育成に関する目標、方針及び施策が示された長野県景観育成ビジョンを踏まえ、景観法（平成 16 年 法律第 110 号）及び長野県景観条例（平成 4 年 3 月 19 日 条例第 22 号）に基づいて、景観計画として定めるべき事項を定めます。

なお、長野県景観育成ビジョンでは、景観育成を行うための基本的な方策を定めており、これらの考え方に基づいて、景観計画に定める事項とその他の施策を組み合わせながら、総合的な視点から景観育成に取り組みます。

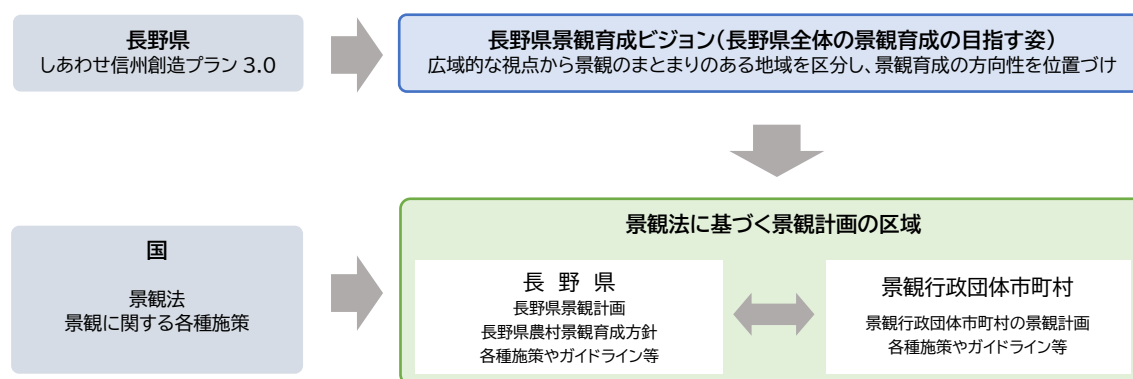


図 長野県景観育成ビジョンと景観計画の位置づけ

第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

長野県の良い景観の育成に関する計画（以下「景観計画」という。）の区域は、景観行政団体である市町村を除く長野県の区域とします。景観計画の区域には、地域の景観的特徴に応じて景観育成重点地域が指定されています。

なお、令和7年3月現在の景観計画区域及び景観行政団体の概況は下図のとおりです。



- ☐ 景觀育成重点地域（重点地域）

景観計画区域のうち、地域の持つ多様性や特色を生かした景観づくりを進めるために景観育成重点地域を定め景観を育成します

- 一般地域

景観計画区域のうち、重点地域以外を一般地域とし景観を育成します

第2章 景観育成の基本理念と良好な景観の育成に関する方針

1. 景観育成の基本理念（長野県景観育成ビジョンより）

長野県の美しく豊かな景観は、先人の努力によって守り育まれ、県民の誇りであると同時に貴重な県民の財産です。近年の社会情勢や環境変化により景観を取巻く状況も大きく変化する中で、大切な長野県の景観を未来につないでいくためには、多様な主体と連携し協働した取組を進め、信州の景観を更に磨き上げ、郷土愛や人とのつながりを生み出すことが大切です。

このような背景を踏まえ、景観育成の基本理念を次のとおり掲げます。

景観育成の基本理念

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

基本目標

身近に存在する自然・農村・歴史・文化を尊重し、地域の誇りとなる景観を守り育むために、あらゆる主体の豊かな感性がつながり合い、信州の景観を磨き上げることで、観る者が感動する信州の美しい景観を、大切に、守りつないでいく

2. 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第3項関係）

(1) 一般地域における土地利用と自然条件による景観の構成要素と景観育成の基本方針

土地利用と自然条件により区分した類型ごとの景観育成の基本方針を次のとおり定めます。

都市地域【都市的な景観を有する地域】

- ・まとまりのある空間の育成に努め、公園・広場の確保、緑化、照明などに配慮し、うるおいのある都市の景観を育成します。
- ・歴史的・文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成します。
- ・まち並みとしての調和に配慮し、建築物の形態、色彩などの連続性を確保します。

沿道地域【主要な道路に沿った地域】

- ・災害への対応とともに、環境に配慮し、快適でゆとりのある沿道景観を育成します。
- ・沿道の広告物・建築物等の調和に配慮し、道路や鉄道からの眺望を確保します。

田園地域【地域固有の農林業によって形成された田園の地域】

- ・四季折々の変化を見せる山並みへの眺望の確保を図ります。
- ・農山村では、地形や気候風土に適した形で農林業を営む中でつくられた、地域の固有の田園景観にみられる、伝統的な民家等の様式、屋敷林や防風林や湧水等を保全し、それらの形態や雰囲気を継承した田園景観を育成します。
- ・農山村の個性や多様性に配慮し、突出した印象を与えることなく、周辺景観と調和した

落ちついた景観を育成します。

山地・高原地域【多様な山々によって形成された山地・高原の地域】

- ・自然を活かし、周辺の自然と調和した景観を育成します。
- ・都市、沿道、田園等から眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保します。

(2) 景観育成重点地域に関する事項

① 景観育成重点地域に関する基本的事項

信州の景観の骨格や顔となるような地域については、景観育成重点地域として指定し、当該地域の景観の特性や諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ総合的な景観の育成に配慮します。また、地域住民、事業者、行政が相互の協力のもとに地域に即した景観の育成を図っていくことが必要であるため、地域ごとに次の事項を踏まえ、別途景観計画を定めるものとします。

なお、景観育成重点地域の検討に当たっては、長野県景観育成ビジョンで定める広域景観育成重要ゾーンに基づき、指定候補地を検討するなど、市町村と県が広域景観の育成の視点を踏まえながら進めます。

ア 景観の特性

- ・スカイラインを形成する山並み、主な眺望の方向及び視点、土地利用状況等、地域の景観の主な構成要素・構造
- ・森林や河川・湖沼、歴史的建造物等、重要な自然的・歴史的景観資産の状況
- ・人口、産業、交通、開発動向等、景観の育成に関連する社会的条件
- ・景観の育成上の問題点
- ・その他地域の景観の特性を明らかにする上で必要な事項

イ 景観育成の方針

重点地域における景観育成の方針は、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、具体的に定めるものとします。

ウ 良好な景観育成のための行為の制限

重点地域における景観育成のための行為の制限の基準は、地域における景観の特性や景観育成の方針に応じたものとするほか、地区区分を行った場合には、区分された地区ごとの景観の特性に配慮するものとします。

② 景観育成重点地域の指定実績

令和7年3月現在、以下の4地区が景観育成重点地域に指定されています。

表 景観育成重点地域の指定箇所の実績

地域名	指定年月日	地域の特性
浅間山麓地域景観育成重点地域	平成5年 3月1日	浅間山を中心とした高原景観及び山麓に広がる田園景観、都市景観を重視した景観育成
八ヶ岳山麓地域景観育成重点地域	平成10年 3月1日	八ヶ岳を中心とした山岳・高原景観及び山麓に広がる田園景観を重視した景観育成
国道147（・148号）沿道景観育成重点地域	平成5年 3月1日	国道147（・148号）の沿道景観を重視した景観育成
高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域	平成12年 3月1日	高社山麓及び千曲川下流域に広がる田園景観及び高社山、斑尾山等に広がる山麓・高原景観を重視した景観育成

注) 景観育成重点地域指定後に対象市町村が景観行政団体に移行した場合は、当重点地域は長野県の景観計画の区域から除かれています。

注) 国道147・148号沿道景観育成重点地域を指定後、国道148号沿道の市町村が全て景観行政団体に移行したため、現在「国道147号沿道景観育成重点地域」に名称が変更されています。

(3) 景観育成特定地区に関する事項

① 景観育成特定地区に関する基本的事項

景観育成特定地区では、地域の景観の特性や諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ地域の生活に密着した独自の景観の育成に配慮するものとします。また、地域住民、事業者、行政が相互の協力のもとに地区の特性に即した景観の育成を図っていくことが必要であることから、地区ごとに次の事項を定めるものとします。

ア 景観の特性

- ・スカイラインを形成する山並みや建築物の特徴、主な眺望の方向及び視点、土地利用状況等、地域の景観の主な構成要素・構造
- ・既存樹木や歴史的建造物等、重要な自然的・歴史的景観資産の状況
- ・人口、産業、交通、開発動向等、景観の育成に関連する社会的条件
- ・景観の育成上の問題点
- ・その他地区の景観の特性を明らかにする上で必要な事項

イ 景観育成の方針

特定地区における景観育成の方針は、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、具体的に定めるものとします。

ウ 良好な景観育成のための行為の制限

特定地区における景観の育成のための行為の制限の基準は、地域の景観特性や景観の育成の目標に応じたものとするものとします。

② 景観育成特定地区の指定実績

伊那市西箕輪景観育成特定地区が指定されておりましたが、伊那市が景観行政団体に移行したことに伴い、平成 26 年 4 月 1 日から伊那市景観計画の西箕輪景観形成重点地区に引き継がれています。

指定箇所の実績

制度区分	地域名	指定年月日	対象市町村	地域の特性
景観育成特定地区	伊那市西箕輪景観育成特定地区	平成 20 年 9 月 1 日	伊那市	中央アルプス山麓の山林地帯とそれに続く広く緩やかな傾斜をもった田園景観の育成

(4) 景観の育成に不可欠の価値を有する物件の指定に関する基本的事項

優れた景観上の特徴を有し、県土の良好な景観の育成に重要な建造物や樹木であり、かつ、公共の場所から公衆によって容易に望見されるものを、景観重要建造物若しくは景観重要樹木として指定し、所有者の協力を得ながら維持、保全及び継承するものとします。

(5) 農村景観の育成に関する基本的事項

美しく豊かな本県の農村風景は、地域それぞれに特色があり、信州ならではの魅力に満ち溢れています。農村景観の魅力や課題を捉え、今後の保全育成に向けての方向性を示す「長野県農村景観育成方針」に基づいて保全・育成を図るものとします。

(6) 屋外広告物行政の効果的な運用に関する基本的事項

屋外広告物は、景観における重要な要素の一つであることから、各地域に存在する景観的な価値を尊重するとともに、景観施策の取組と一体となった屋外広告物行政を行うことで、地域の良好な景観の育成につなげるものとします。

(7) 多様な主体と連携した広域的な景観育成に関する基本的事項

本格的な人口減少社会の到来やインバウンド需要の高まりなど、景観を取巻く社会状況が大きく変化しており、行政界に捉われない景観育成の視点がこれまで以上に求められていることから、県民、事業者、来訪者、市町村などの多様な主体と県が連携し景観育成に取り組むものとします。

第3章 良好な景観育成のための行為の制限(法第8条第2項第2号関係)

1. 届出対象行為と規模

景観法及び長野県景観条例に基づく届出は、下表のとおり必要です。

表 届出対象行為と規模一覧

行為の種類	一般地域（右記以外）	景観育成重点地域
(1)建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 13 メートル超又は建築面積 1,000 平方メートル超	高さ 13 メートル超又は床面積 20 平方メートル超
(2)建築物の外観の変更（修繕、模様替、色彩変更）	変更に係る面積が 400 平方メートル超	変更に係る面積が 25 平方メートル超
(3)プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類 ※1 の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更（以下「建設等」という。）	高さ 13 メートル超又は築造面積 1,000 平方メートル超	高さ 13 メートル超又は築造面積 20 平方メートル超
(4)電気供給施設等※2 の建設等	高さ 20 メートル超又は築造面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの	高さ 8 メートル超又は築造面積の合計が 20 平方メートルを超えるもの
(5)太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの）の建設等※3	太陽電池モジュールの面積の合計 1,000 平方メートル超	太陽電池モジュールの面積の合計 20 平方メートル超
(6)(3)から(5)以外の工作物の建設等	高さ 13 メートル超	高さ 5 メートル超
(7)土石の採取又は鉱物の掘採	面積 3,000 平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ 3 メートルかつ長さ 30 メートル超	面積 300 平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5 メートル超
(8)土地の形質の変更※4 （土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	面積 3,000 平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ 3 メートルかつ長さ 30 メートル超	面積 300 平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5 メートル超
(9)屋外における物件の堆積	高さ 3 メートル超又は面積 1,000 平方メートル超	高さ 3 メートル超又は面積 100 平方メートル超
(10)(1)から(6)までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠※5	面積 25 平方メートル超	面積 3 平方メートル超

※1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設等電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

※3 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に該当します。

※4 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更

※5 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

2. 届出等のフロー

(1) 届出前の手続き

届出の前に県との事前相談（任意）を行うことを推奨します。また、行為地の市町村の意見を把握し、必要に応じて建築計画・設計へ反映してください。さらに、一定規模以上の行為（影響予想対象行為）については、事前の住民への説明が、景観資産に影響を及ぼす行為がある場合は、事前に届出が必要です。

(2) 行為の届出

行為に着手する 30 日前までに届出してください。届出された内容が景観計画に適合する場合、その旨を記載した通知書が交付されます。なお、太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの）の建設等に際しては、設置にあたっての配慮事項の確認が必要です。

(3) 景観育成基準に適合しない場合

届出された内容が景観計画に適合しないと判断された場合は、県は行為者に対し助言・指導や勧告・変更命令を行います。勧告に従わないときは氏名等の公表が、変更命令に従わないときは法に基づく罰則が適用されます。

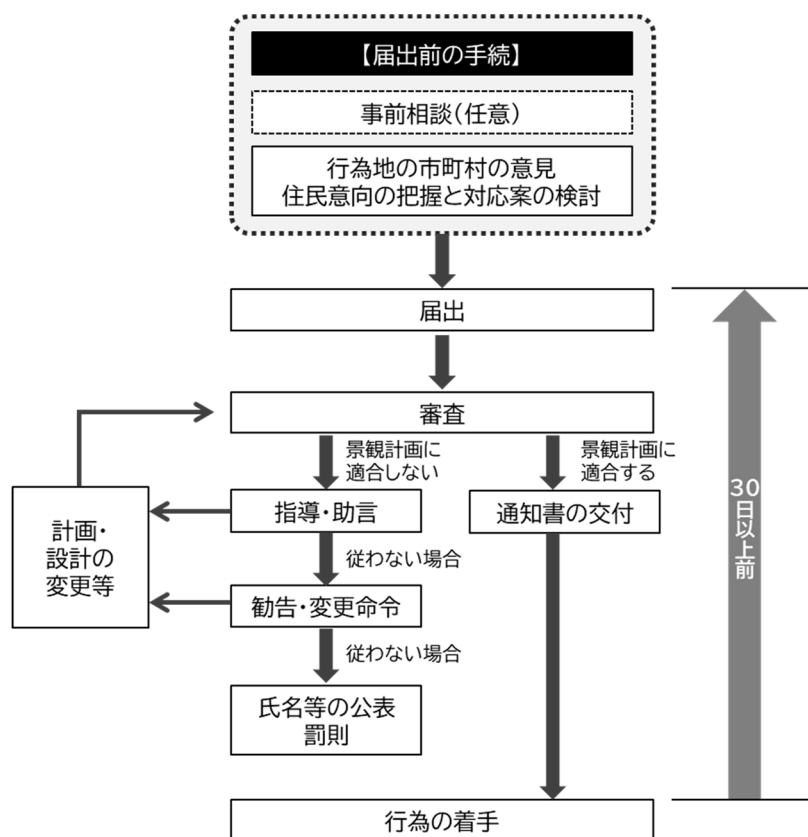


図 届出のフロー

3. 行為の制限（景観育成基準）

建築物の建築等の行為に際しては、周辺の基調となる優れた景観との調和に配慮した形態意匠とし、行為の制限（景観育成基準）は表1のとおりとします。また、景観育成重点地域にあっては、地域ごとに別に定めます

なお、長野県、国、景観区域内の市町村の公共施設の整備に際しては、景観育成基準に加え、公共事業景観育成指針（別表1）への適合が必要です。

(1) 共通事項

- ① 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。
 - ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないように努めること。
 - イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないように努めること。
 - ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
- ② うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化に当たっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。
- ③ 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。
 - ア 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与するよう配慮すること。
 - イ 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。
 - ウ 建築物が連坦する地域にあっては、まち並みという連続した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。

(2) 地域区分ごとの基準

地域区分	対 象
都市	都市計画法に基づき用途地域として定められた地域
沿道	高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側 30 メートルの地域
田園	国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（都市及び沿道に掲げる地域を除く。）
山地・高原	上記に掲げる地域を除く地域

表 1

区 分	都 市	沿 道	田 園	山地・高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
ア 配置	(7) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	(7) 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するように努めること。	(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	(7) 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。
	(4) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	(4) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
	(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。			
	(エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。			(エ) 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
イ 規模	(7) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。こと。			
	(4) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	(4) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。	(4) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	(4) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
ウ 形態・意匠	(7) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。			
	(4) 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	(4) 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	(4) 背景のスカイライン及び田園の広がり調和する形態とすること。	(4) 周辺の山並みと調和する形態とすること。

区 分	都 市	沿 道	田 園	山地・高原
ウ 形態・意匠	(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。	(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。	(ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。	(ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。
	(エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。			
	(オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。			
	(カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			
	(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。			
	(ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。			
	(ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。			
エ 材料	(7) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。			
	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	(イ) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。	
	(9) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。			
オ 色彩等	(7) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等の際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。		
	(9) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。			
カ 敷地の緑化	(7) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。			
	(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。			
	(9) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。			

区 分	都 市	沿 道	田 園	山地・高原
カ 敷地の緑化	(イ) 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。		(イ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。	
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			
キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	(ア) 配置			
	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。			
	・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。			
	(イ) 規模、形態・意匠			
	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。			
	(ウ) 材料		(ウ) 材料	
	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。		・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	
	・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。		・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。	
	(エ) 色彩等		(エ) 色彩等	
	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。		・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	
	・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。		・使用している色数を少なくするよう努めること。	
	・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。		・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
(2) 土地の形質の変更				
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。			
	(イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。			
	(ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。		(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	

区 分	都 市	沿 道	田 園	山地・高原
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採				
採取等の方法、 採取等後の緑化 等	(7) 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。			
	(4) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵				
集積、貯蔵の方 法及び遮へい方 法	(7) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。			
	(4) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。			

(3) 法に基づく措置の基準

- ① 次に掲げるものは、法第 8 条第 4 項第 2 号イに規定する制限及び法第 17 条第 1 項の規定による措置の基準は次のとおりとします。なお、景観育成重点地域にあっては、地域ごとに別に定めます

・表 1 の (1) のうちウ、エ、オ及びキ

- ② 法第 16 条第 6 項又は条例第 11 条第 1 項後段の規定による制限の基準は、表 1 によるほか、公共事業景観育成指針に準じるものとします。

第4章 景観法、長野県景観条例に定める事項

1. 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するものを次により指定します。

- (1) 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有しているものであること。
- (2) 景観の育成の観点から指定するものであり、当該建築物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- (3) 歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる地域を象徴する建造物等についても積極的に対象とすること。
- (4) 建造物の敷地、建造物周辺の樹木や付属物等が当該建造物と一体となって良好な景観を構成している場合にあっては、それらを含め一体として対象とすること。
- (5) 指定に当たっては、指定しようとする物件がある地域を管轄する市町村の意見を聴くものとする。
- (6) 指定に当たっては、景観審議会及び建築等の専門家の意見を聴くものとする。

2. 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを次により指定します。

- (1) 当該樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。
- (2) 景観の育成の観点から指定するものであり、当該樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- (3) 新たな都市景観を創造することが望まれる地域におけるシンボルとなる樹木等についても積極的に対象とすること。
- (4) 指定に当たっては、指定しようとする物件がある地域を管轄する市町村の意見を聴くものとする。
- (5) 指定に当たっては、景観審議会及び造園等の専門家の意見を聴くものとする。

3. 景観資産の指定及び活用に関する事項

地域の特性を生かした広域的な景観の育成を図るため、地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するもの、かつ、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものを景観資産として指定する。

- (1) 広域的な景観の育成に資する建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）及び樹木
- (2) 広域的な景観の育成に重要な遺跡、名勝地、優れた風景を眺望できる地点等

4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条第2項第4号関係）

屋外広告物は、景観の阻害要因となりうるものであることから、その適正な規制誘導は、良好な景観の育成に極めて重要であるため、広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為（以下「屋外広告物の表示等」という。）の制限は、良好な景観の育成に関する方針を踏まえ、広域的な景観育成の視点を念頭に置きながら、地域全体の景観との調和が保たれるものとするものとします。

また、景観重要建造物、景観重要樹木及び景観資産（以下「景観重要建造物等」という。）に係る屋外広告物の表示等に当たっては、当該景観重要建造物等ごとに定める管理の基準との調和が保たれるものとするものとします。

5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項（法第8条第2項第4号関係）

農山村においては、自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観がつくられてきたことから、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点から策定するものとします。

また、農山村地域は、農林産物の生産の場であるとともに、農林業の持続的な発展により、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の育成、文化の伝承等の多面的な機能を発揮してきたことを踏まえ、農山村の個性や多様性に配慮します。

加えて、過疎化や高齢化、あるいは都市近郊における混住化等による地域社会の連帯性の弱体化に伴い、農地等の地域環境の管理に支障が生じ、農山村の魅力を減じている事例がある現状から、地域社会の再生に資するものとします。

6. 広域景観アセスメント制度の実施に関する方針（長野県景観条例第〇条）

大規模な建築行為等は周辺への景観的な影響度合いが大きいことが想定され、行為地によっては、市町村の行政界を跨ぐ広域的な景観調整が必要となることが想定されます。そのため、広域景観育成のために指定、認定等されたビューポイントを特別に活用する眺望点（以下「特別眺望点」という。）を選定し、大規模な建築行為等に対して市町村間を跨ぐ景観調整制度として広域景観アセスメント制度を創設し、運用します。

特別眺望点は、予めその地域の広域景観要素を整理のうえ、指定、認定されたビューポイントの中から景観調整が必要となるビューポイントを抽出します。

7. 広域景観エリア協議会による景観誘導（長野県景観条例第〇条）

長野県は、市町村界を超えた一定のまとまりのある広域的な景観を推進するため、広域的な地域の成り立ち等を踏まえ広域景観エリアを設定し、同エリアに属する市町村と県で景観育成に関する検討や意思統一を図るための広域景観エリア協議会を設置し、取組を推進します。

また、必要に応じて地域で景観育成に取り組む団体や事業者等も参画し景観育成に取り組めます。

8. 景観整備機構の指定に関する方針

県と役割分担しながら、ともに良好な景観の育成を進めるため、景観の育成に資する業務を行う NPO や公益法人をその法人を長野県景観整備機構として指定します。

なお、令和 7 年 3 月現在、次の団体を景観整備機構に指定しています。

○指定法人名：公益社団法人長野県建築士会

○指定年月日：平成 17 年 10 月 25 日

第5章 公共施設の整備に関する事項

1. 公共施設の整備に関する基本事項

公共の道路・橋・建築物等は、良好な景観育成の先導的な役割を果たしていくことが必要です。事業の実施に当たっては、次の事項に十分に配慮するものとします。

また、景観の育成に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成や、必要に応じて専門的知見を有する者の活用等により、的確な地域の景観特性の把握等を行い、公共整備により良好な景観育成を図るものとします。

公共事業の実施に当たっては、別表1の公共事業景観育成指針に沿って景観の育成を積極的に推進するものとします。

- 1 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める。
- 2 まち並みや、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。
- 3 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
- 4 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努める。

ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること。

イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないよう努めること。

ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。

- 5 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の育成を図るよう努める。
- 6 景観重要建造物、景観重要樹木又は景観資産の存する敷地の周囲における事業の実施に当たっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないよう配慮するものとする。

2. 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定方針

景観計画区域内において、次に掲げる公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観育成を進めることとする、

- ・ 広域景観エリアの骨格的な道路、河川
- ・ 広域景観エリアにおける重点地域内の道路、河川、公園

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

対象地域の景観特性やまちづくりに資するデザインとなるよう、公共空間の高質化を進めます。

浅間山麓景観育成重点地域景観計画

第1. 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第3項関係）

1 景観の特性

(1) 地域の概要

この地域は、浅間山の山麓に位置し、ほぼ全域で浅間山への優れた眺望が可能であるとともに、一部の地域では佐久平から八ヶ岳に至る眺望や北アルプスへの遠望を得ることができます。また、区域内は浅間山のすそ野に広がる樹林などの自然景観に恵まれています。

地理的には本県と首都圏を往来する際の玄関口にあたり、加えて区域内に我が国を代表する保養地を含むことから、通過交通や観光客の入り込みが多い地域です。

上信越自動車道、北陸新幹線の整備により、人口の増加や、様々な開発動向が顕著であり、景観の変容が予想されます。

(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は地形・植生などの自然条件、土地利用の状況、歴史的・文化的背景などにより、4つの類型に区分できます。類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。

ア 都市的な景観を有する区域（都市地域）

国道18号及びしなの鉄道に沿った区域には、断続的に市街地が形成されています。この区域においては、景観の混乱を改善し、統一感のある個性的なまち並みが形成されるよう配慮していく必要があります。

イ 主要な道路に沿った区域（沿道地域）

地域内の主要な道路の沿道には、浅間山や佐久平方面への好眺望が得られる地点が多く存在しています。この区域においては、眺望を確保しつつ良好な沿道空間が形成されるよう配慮していく必要があります。

ウ 山麓部の田園の区域（田園地域）

浅間山の山麓に広がる田園の区域では、農地、集落等が一体となって自然と調和した景観を構成しています。この区域においては、優れた田園景観が保全・継承されるよう配慮していく必要があります。

エ 山地、高原リゾート区域（山地高原地域）

御代田町の山麓上部及び軽井沢町の市街地などを除く区域には、樹林に囲まれた山地や高原リゾート地となっています。この区域においては、他の地域からの眺望に留意して景観の変容を抑制するとともに、樹林・樹木を保全して高原リゾート地としての景観の形成に配慮していく必要があります。

2 景観育成の方針

(1) 都市地域

まち並みとしての連続性を確保しつつ良好な都市景観が育成されるよう、建築物等は、周辺と調和した高さ、規模、形態・意匠等とするとともに、既存樹木の保全や敷地周辺の緑化を図るものとします。

(2) 沿道地域

浅間山や佐久平への眺望の維持と、山麓部の自然景観との調和が図られるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺の緑化を進めるものとします。

(3) 田園地域

浅間山を背景とする伝統的な田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠・等に留意するものとします。優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとします。

(4) 山地高原地域

山麓の自然資源を活用したリゾート施設等が適正に整備されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、基調となる地形、水系、樹林などの保全・活用を図り、高原リゾートとしての優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他の地域からの眺望の対象であることにも留意するものとします。

第2. 景観育成重点地域の区域と地域区分（法第8条第2項第1号関係）

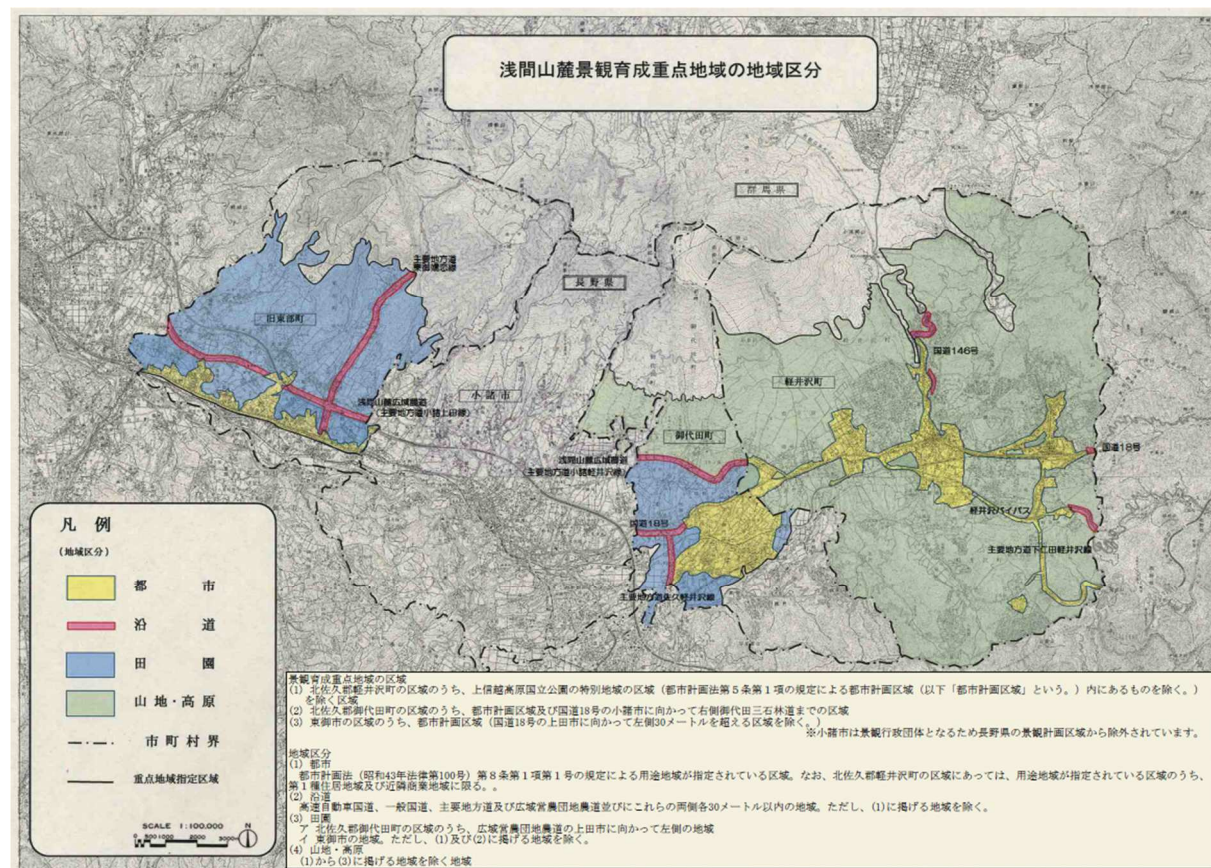
景観育成重点地域の区域は次のとおりであり、当該区域内において地域区分が設定されています。

1 景観育成重点地域の区域

(1)	北佐久郡軽井沢町の区域のうち、上信越高原国立公園の特別地域の区域（都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内にあるものを除く。）を除く区域
(2)	北佐久郡御代田町の区域のうち、都市計画区域及び国道18号の小諸市に向かって右側御代田三石林道までの区域
(3)	東御市の区域のうち、都市計画区域（国道18号の上田市に向かって左側30メートルを超える区域を除く。）

2 地域区分

地域区分	対 象
(1) 都市	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域の区域（北佐久郡軽井沢町の区域にあつては第一種住居地域及び近隣商業地域に限る。）
(2) 沿道	高速自動車国道、一般国道、主要地方道及び広域営農団地農道並びにこれらの両側各30メートル以内の地域。ただし、(1)に掲げる地域を除く。
(3) 田園	ア 北佐久郡御代田町の区域のうち、広域営農団地農道の上田市に向かって左側の地域 イ 東御市の地域。ただし、(1)及び(2)に掲げる地域を除く。
(4) 山地・高原	(1)から(3)に掲げる地域を除く地域



第3. 良好な景観育成のための行為の制限（法第8条第2項第2号関係）

1 浅間山麓景観育成重点地域景観育成基準

区 分	都 市	沿 道	田 園	山 地 ・ 高 原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
ア 配置	(7) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地进行するように努めること。大規模行為にあつては、特に支障がある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。	(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地进行するよう努めること。	(7) 高原美を損なうことのないように道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあつては、道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。
	(4) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	(4) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
	(9) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。			
	(1) 浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とすること。			(1) 浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
	(6) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。			
イ 規模	(7) 浅間山や佐久平への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。			
	(4) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。	(4) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、空地を十分にとり圧迫感を生じさせないようにし、周辺の景観等との調和に努めること。	(4) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の自然景観等との調和に努めること。	(4) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、樹高以上になる場合には、背景となる浅間山や周辺景観と調和するように努めること。
ウ 形態・意匠	(7) 建築物等の形態との調和に努めること。	(7) 浅間山、背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。		
	(4) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。	(4) 屋根の形状は原則としてこ配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こ配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。		
	(9) 壁面は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。			(9) 擁壁等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。
	(1) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			

	(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。		
	(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。		
	(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。		
エ 材料	(7) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。		
	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材を極力しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。	
	(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。		
オ 色彩等	(7) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意すること。
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。	
	(ウ) 照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。	(ウ) 照明を行う場合は、設置箇所周辺の環境に留意すること。	
	(エ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
カ 敷地の緑化	(7) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。		(7) 塀、遮へい物ではできるだけ設けず、やむを得ず設ける場合は、樹木等を活用し、周辺景観と調和するよう配慮すること。
	(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。		
	(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。		
	(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	(エ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等周辺景観と調和させるとともに、四季を彩る落葉樹などを活用するよう努めること。	
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		
	(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。		
キ 特定外観意匠に関する付加基準	(7) 配置 ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。		
	(イ) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。		

	(ウ) 材料 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするこ と。 反射光のある素材を使用 する場合は、周辺との調和 に十分配慮すること。	(ウ) 材料 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするこ と。 反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の 工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。	
	(I) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせ ず、周辺建築物等と調和し た色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、 使用する色彩相互の調和、 使用する量のバランスに十 分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるもの は、周辺の景観との調和に 留意すること。	(I) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩 を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した 色調とすること。 ・ 使用する色数は少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	(I) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせ ず、できるだけ落ち着いた 色彩を基調とし、周辺の自 然景観と調和した色調とす ること。特に、緑色、青 色、紫色、桃色、赤色及び 黄色系は自然との調和が図 りにくいので、彩度が低く ても使用に当たっては十分 留意すること。 ・ 使用する色数は少なくす るよう努めること。 ・ 光源で動きのあるもの は、原則として避けるこ と。
(2) 土地の形質の変更			
変更後の 土地の 形状、修 景、緑化 等	(7) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める こと。		
	(4) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。		
	(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。		
	(I) 団地開発では、電柱類 はできるだけ道路側に設置 しないよう努めること。	(I) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、浅間 山や佐久平への眺望を阻害しないよう努めること。	
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採			
採取等 の方法、 採取等後 の緑化等	(7) 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。		
	(4) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。		
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵			
集積、 貯蔵の方 法及び遮 へい方法	(7) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる こと。		
	(4) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。		

2 法に基づく措置の基準

法第8条第4項第2号イに規定する制限及び法第17条第1項の規定による措置の基準は次のとおりとします。

- ・ 表中の(1)のうちウ、エ、オ及びキ

国道 147 号沿道景観育成重点地域景観計画

第 1. 良好な景観の育成に関する方針（法第 8 条第 3 項関係）

1 景観の特性

(1) 地域の概況

この地域は、北アルプスの山並みに平行する国道 147 号沿道の帯状の区域で、北アルプスの雄大な眺望を有し、また、区域の周囲には安曇野の田園、仁科三湖などの優れた景観資源が存在しています。

国道 147 号は、地域の生活道路であるとともに、周辺に立地するスキー場や山岳などの観光地に向かう際の幹線道路として重要な役割を持っており、交通量も多い道路です。

広域幹線道路網の整備や沿道の開発に伴い、沿道景観の多様で広域的な変容が予想されます。

(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は土地利用の状況などにより、次の類型に区分し、併せて、景観の主な構成要素と景観育成上の課題は次のとおりです。

沿道地域

松本平から続く平野部は、大半が広大な田園で占められており、屋敷林で囲まれた農家が点在する特徴的な景観を育成しています。この区間においては、眺望を確保しつつ周辺の田園景観に調和した沿道空間が育成されるように配慮していく必要があります。

2 景観育成の方針

北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成されるよう、建築物の配置に留意するとともに、敷地周辺の緑化を図るものとします。

第2. 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係）

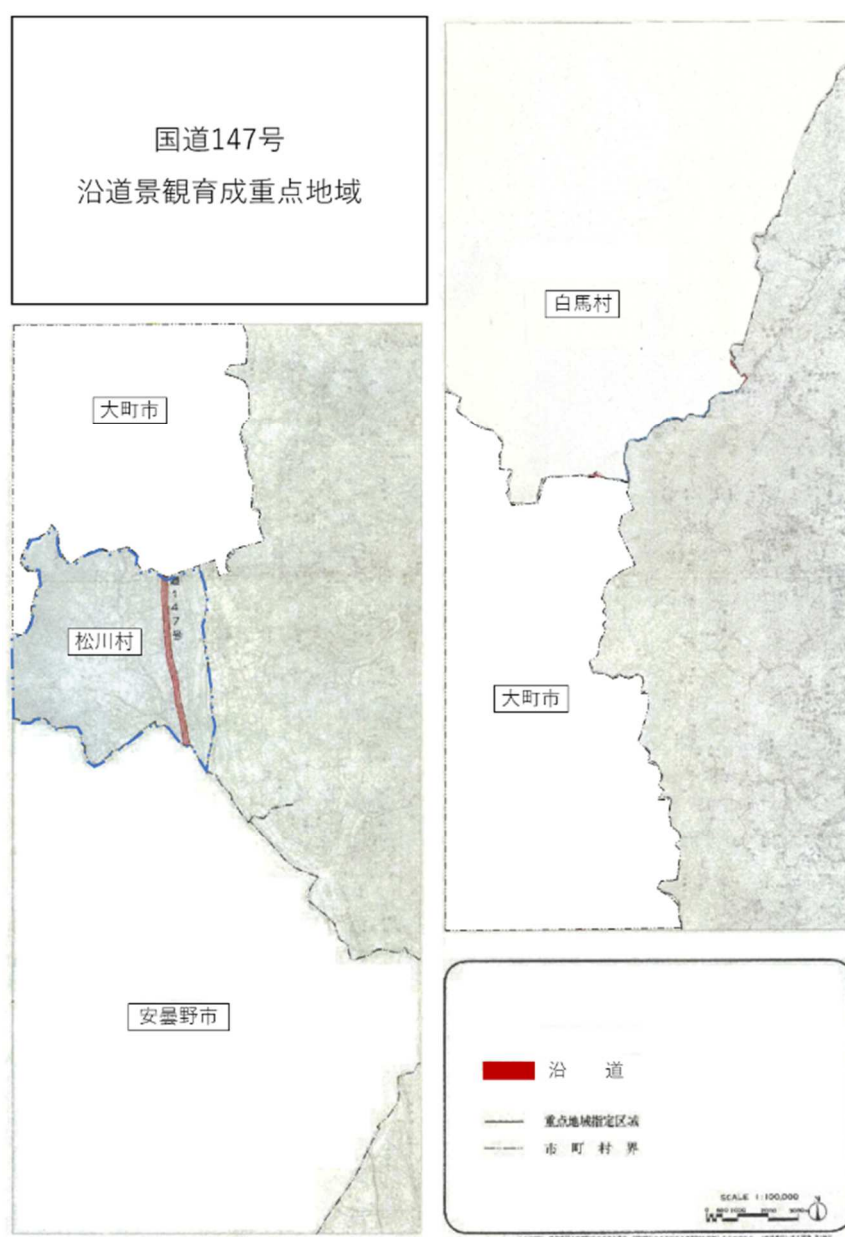
景観育成重点地域の区域は次のとおりであり、当該区域内において地域区分が設定されています。

1 景観育成重点地域の区域

一般国道147号の両側30メートル以内の区域うち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から大町市との境界まで

2 地域区分

地域区分	対 象
沿 道	一般国道147号の両側30メートル以内の区域うち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から大町市との境界まで



第3. 良好な景観育成のための行為の制限（法第8条第2項第2号関係）

1 国道147号沿道景観育成重点地域景観育成基準

区 分	沿 道
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
ア 配置	(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。
	(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
	(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
	(エ) 北アルプスや田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
	(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。
イ 規模	(7) 北アルプスの眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。
	(イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。
ウ 形態・意匠	(7) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
	(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。
	(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。
	(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
	(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
	(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。
	(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
エ 材料	(7) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
	(イ) 反射光のある素材を極力しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。
	(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
オ 色彩等	(7) けばけかしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。
	(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。
	(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。
	(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
カ 敷地の緑化	(7) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。
	(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
	(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。

	(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
	(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。
キ 特定外観意匠に関する付加基準	(7) 配置 ・道路等からできるだけ後退させるように努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
	(4) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。
	(ウ) 材料 ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。
	(エ) 色彩等 ・けげげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。
(2) 土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(7) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
	(4) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
	(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
	(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	(7) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
	(4) 採取等後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	(7) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
	(4) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。

2 法に基づく措置の基準

法第8条第4項第2号イに規定する制限及び法第17条第1項の規定による措置の基準は次のとおりとします。

- ・表中の(1)のうちウ、エ、オ及びキ

八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画

第1. 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第3項関係）

1 景観の特性

(1) 地域の概況

この地域は、八ヶ岳連峰を中心とする山並みと、その裾野に広がる山麓からなり、豊かな樹林に覆われた峰々が連なり特徴ある山岳景観を構成している八ヶ岳や車山等は、内包する白樺湖等の湖沼や溪谷等もあわせて価値の高い自然景観資源性を有するとともに、眺望対象としても地域景観のシンボルとして重要な存在です。

八ヶ岳の山腹から山麓にかけて広がる樹林帯には、我が国でも有数の保養地が形成されており、首都圏を中心とした多くの人々が訪れる休養の場として重要な役割を果たしています。雄大に広がる山麓地は、広大な農地や緑に覆われた集落等、地域の自然景観と調和した田園景観を構成しているほか、縄文時代の史跡など文化遺産が残されています。また、そこから得られる八ヶ岳への雄大な眺望は、地域景観のシンボルとして、住民のみならず、訪れる観光客にも親しまれています。

一方、樹林帯においては別荘等の保養地整備、山麓の田園地帯においては広域的主要道路整備、市街地拡大等の様々な開発動向が見られ、景観の変容が予想されています。

(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は地形、植生などの自然条件、土地利用の状況、社会的な動向などにより、3つの類型に区分できます。類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。

ア 沿道地域（主要な道路に沿った区域）

地域内の主要な道路の沿道は、八ヶ岳や豊かな田園、樹林等良好な眺望が得られる地点が多い区域です。この区域においては、雄大な八ヶ岳の眺望を確保しつつ良好な沿道景観が育成されるよう配慮していくことが必要です。

イ 山麓田園地域（山麓部の田園の区域）

八ヶ岳の山麓に広がる田園の区域では、農地、集落、文化遺産、平地林等が一体となって自然と調和した景観を構成しています。この区域においては、優れた田園景観が保全・継承されるよう配慮していくとともに、雄大な八ヶ岳への眺望を確保していくことが必要です。

ウ 山地高原地域（八ヶ岳の山体と山麓にかけての樹林や保健休養地域）

八ヶ岳りょう線から山麓上部にかけての区域は、樹林の中に保健休養施設等が整備されています。この区域においては、山麓下部からの眺望に留意して景観の変容を抑制するとともに、樹林、樹木や湖沼、河川等を保全して保健休養地域としての良好な景観の育成に配慮していくことが必要です。

2 景観育成の方針

(1) 沿道地域

八ヶ岳等の山並みへの眺望を維持しつつ、周囲の樹林や田園景観との調和が図られるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺の緑化を進めるものとします。

(2) 山麓田園地域

八ヶ岳等を背景とする地域固有の田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意するものとします。優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとします。

(3) 山地高原地域

高標高部の自然性の高い樹林の保全を図るとともに、山麓の自然環境と調和した保健休養施設等が整備されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、基調となる地形、湖沼、河川、樹林などの保全・活用を図り、保健休養地域としての優れた景観を阻害しないように努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意するものとします。

第2． 景観育成重点地域の区域と地域区分（法第8条第2項第1号関係）

景観育成重点地域の区域は次のとおりであり、当該区域内において地域区分が設定されています。

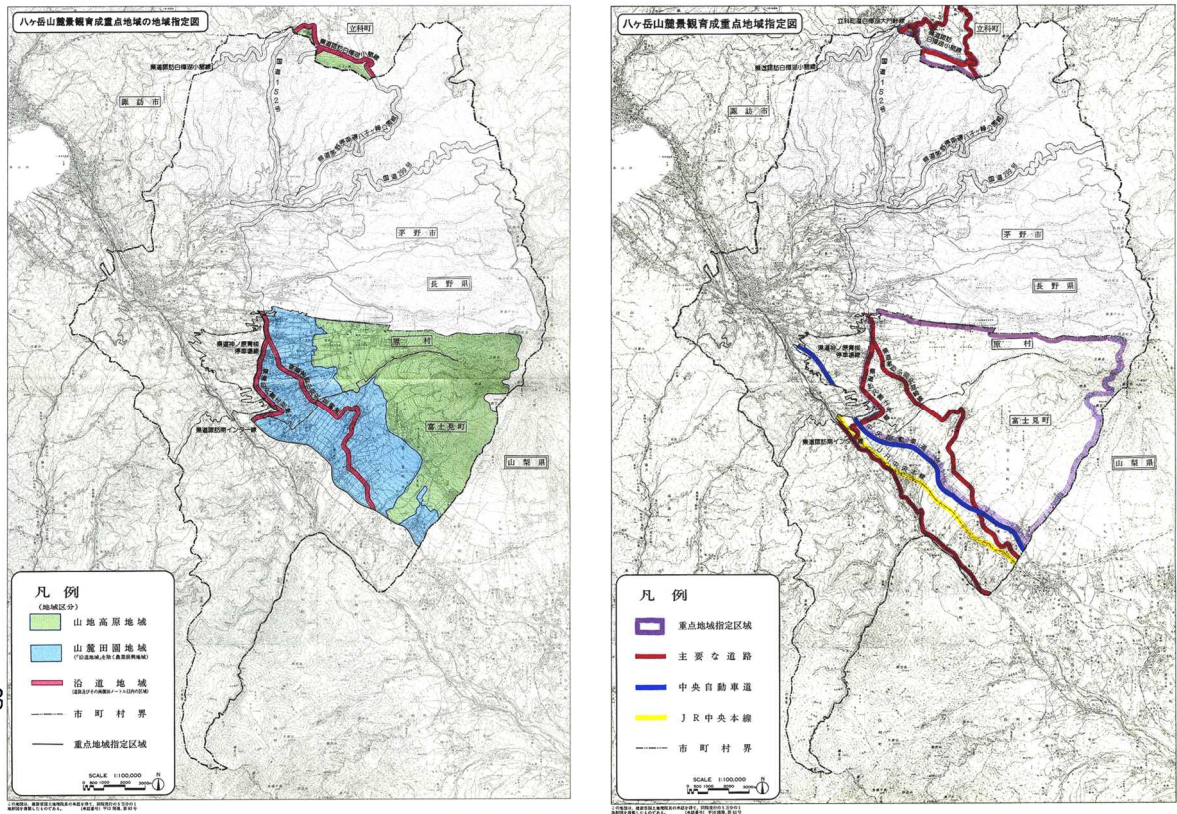
1 景観育成重点地域の区域

次に掲げる区域のうち、ハケ岳中信高原国定公園の特別保護地区を除く区域	
(1) 諏訪郡原村の区域のうち、県道茅野北杜韭崎線のうち茅野市と諏訪郡原村との境界から県道神ノ原青柳停車場線との交差点まで、県道神ノ原青柳停車場線のうち県道茅野北杜韭崎線との交差点から県道弘沢富士見線との交差点まで及び県道弘沢富士見線のうち県道神ノ原青柳停車場線との交差点から諏訪郡原村と諏訪郡富士見町との境界までの区間の諏訪郡富士見町へ向かって左側の区域及び右側 30メートル以内の区域	
(2) 諏訪郡富士見町の区域のうち、県道弘沢富士見線のうち諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界から県道諏訪南インター線との交差点まで、県道諏訪南インター線のうち県道弘沢富士見線との交差点から中央自動車道との交差点まで及び中央自動車道のうち県道諏訪南インター線との交差点から長野県と山梨県との境界までの区間の山梨県に向かって左側の区域並びに同区間のうち中央自動車道を除く区間の右側 30メートル以内の区域	
(3) 北佐久郡立科町の区域のうち、県道茅野停車場八子ヶ峰公園線のうち茅野市と北佐久郡立科町との境界（スズラン峠）から県道諏訪白樺湖小諸線との交差点まで、県道諏訪白樺湖小諸線のうち県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交差点から北佐久郡立科町道白樺湖別荘線との交差点を経由して北佐久郡立科町道白樺湖大門峠線との交差点まで、北佐久郡立科町道白樺湖大門峠線のうち県道諏訪白樺湖小諸線との交差点から北佐久郡立科町と茅野市との境界までの区間の大門峠へ向かって左側の区域及び右側 30メートル以内の区域	

2 地域区分

地域区分	対 象
(1) 都 市	次の道路並びにこれらの両側各 30メートル以内の地域 国道 152 号、県道茅野北杜韭崎線、県道諏訪白樺湖小諸線、県道諏訪南インター線、 県道茅野停車場八子ヶ峰公園線、県道神ノ原青柳停車場線、県道弘沢富士見線
(2) 山麓田園	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号） 第 6 条第 1 項に規定する農業振興地域の区域。ただし、(1)掲げる地域を除く。
(3) 山地高原	(1) 及び (2) に掲げる地域を除く地域

3



第3. 良好な景観育成のための行為の制限（法第8条第2項第2号関係）

1 ハケ岳山麓景観育成重点地域景観育成基準

区 分	沿 道	山 麓 田 園	山 地 高 原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
ア 配置	(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。 大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5メートル以上後退するように努めること。	(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。	(7) 道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては、既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するように努めること。
	(4) 敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	(4) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	
	(5) 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。		
	(イ) ハケ岳への眺望を極力阻害しない配置とすること。特にハケ岳への眺望が得られる側については、道路から可能な限り後退するように努めること。	(イ) ハケ岳への眺望を極力阻害しない配置とすること。	(イ) ハケ岳への眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
	(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。また、団地開発ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等ハケ岳の眺望を阻害しないように努めること。		(オ) 電柱、鉄塔類は樹林内等のできるだけ目立たない位置に設置すること。また、団地開発ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等ハケ岳の眺望を阻害しないよう努めること。
イ 規模	(7) ハケ岳への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合いとすること。		
	(4) 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然景観、田園景観等との調和に努めること。特に防風林等の樹林に隣接した位置については、樹高を超えない高さとなるよう努めること。	(4) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内とし、樹高を超える高さとなる場合は、周辺景観と調和したものとなるよう努めること。	
ウ 形態・意匠	(7) ハケ岳や背景となる山並みのスカイライン、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。		(7) ハケ岳の山並みや湖沼、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。
	(4) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。		
	(5) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。		
	(イ) 周囲の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。		
	(オ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。		
エ 材料	(7) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。		(7) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。特に別荘地内においては、木材等の自然素材の使用に努めること。
	(4) 反射光のある素材を極力用いないように努めること。		

オ 色彩等	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。	
	(4) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。	
	(7) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。	(7) 照明を行う場合は、安全性の確保等に必要な最小限度にとどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意すること。
	(1) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
カ 敷地の緑化	(7) 敷地内の優れた樹木や防風林等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。	
	(4) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	
	(7) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	
	(1) 緑化に使用する樹種は、周辺の防風林等の樹林や緑地等と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。	(1) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、高原に適した樹種の活用にも努めること。
	(4) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	
キ 特定外観意匠に関する付加基準	(7) 配置 ・道路からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ハケ岳や周辺の山並み、湖沼等への眺望を阻害しないように努めること。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控えること。	
	(4) 規模・形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根や植生、防風林、その他周辺の景観の基調をなすものの高さを超えないように努めること。	
	(7) 材料 ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努めること。 ・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。	(7) 材料 ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を用いること。特に別荘地内においては自然素材等の使用に努めること。 ・反射光のある素材は原則として使用しないこと。
	(1) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	(1) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。
(2) 土地の形質の変更		
変更後の土地の形	(7) 土地の形質の変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこ	
	う配とし、緑化に努めること。	

状、修 景、緑化 等	(イ) 擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。		(イ) 擁壁を必要とする場合は、できる限り自然石等で表面化粧するように努めること。
	(ウ) 水辺等は極力保全し、活用するように努めること。		
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採			
採取等の 方法、採 取等後の 緑化等	(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。	(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。	(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
	(イ) 採取等後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	(イ) 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。	
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵			
集積、貯 蔵の方法 及び遮へ い方法	(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。		
	(イ) 道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。		

2 法に基づく措置の基準

法第8条第4項第2号イに規定する制限及び法第17条第1項の規定による措置の基準は次のとおりとします。

- ・表中の(1)のうちウ、エ、オ及びキ

高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画

第1. 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

1 景観の特性

(1) 地域の概況

この地域は、千曲川を中心に広がる田園や市街地、その周囲の緑豊かな山並み等から構成されています。このうち南部に位置する「高社山」は、周囲の山稜と一線を画すコニーデ式火山の優雅な山容を示し、「ふるさとの山」として人々に親しまれているとともに、眺望対象としても地域景観のシンボルとして重要な存在です。また、地域を貫く千曲川沿いは、広がりのある田園や切り立った崖に囲まれた溪谷等、変化に富んだ景観を構成しているとともに、国道、鉄道等の主要な交通軸が通り、景観・生活の両面から「地域を結ぶ軸」として重要な役割を果たしています。

このほか、この地域は棚田や菜の花畑等の田園、山麓に広がる果樹園、温泉地やスキー場等の保健休養地域など自然環境と調和した景観が構成されており、また、地域北部は国内でも有数の豪雪地帯であり、雁木や中門造りの家屋など特徴的な景観がみられます。

一方、地域内では、近年、広域的主要交通網の整備が進行し、田園地帯における市街地の拡大、既存集落内や保健休養地における建築物の更新などが見られ、今後の景観の変容が予想されます。

(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は、地形・植生などの自然条件、土地の利用状況、社会的な動向などにより、5つの類型に区分できます。類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。

ア 市街地地域（発達した市街地の景観を有する区域）

野沢温泉村の中心部には、それぞれ個性豊かなまとまりのある市街地が形成されています。この区域においては、統一感のある個性的なまち並みが育成されるよう配慮していくことが必要です。

イ 沿道地域（主要な道路に沿った区域）

地域内の主要な道路の沿道には、千曲川や高社山への雄大な眺望や、豊かな田園、樹林等良好な眺望が得られる地点が多く存在しています。この区域においては、眺望を確保しつつ良好な沿道景観が育成されるよう配慮していくことが必要です。

ウ 田園地域（高社山麓や千曲川沿いに形成された田園の区域）

中野平や木島平等の盆地の区域では、平坦な地形を反映した広がりのある田園景観が構成されており、中野平、木島平の一带からは、高社山への雄大な眺望が得られます。また、地域南部、北部の千曲川沿いの地域では、両岸を豊かな緑で覆われた谷と農地や集落が一体となって、自然と調和した景観を構成しています。

この区域においては、高社山を望む、あるいは千曲川と一体となった優れた田園景観が保全・継承されるよう配慮していくとともに、高社山や千曲川への良好な眺望を確保していく必要があります。

エ 山麓田園地域（山麓部の田園及び保健休養地域の区域）

地域周辺の山麓に広がる田園の区域では、農地、集落、文化遺産、樹林等が一体となって自然と調和した景観を構成しています。また、一部には、スキー場や民宿・ペンション街等地域を特徴づける景観が構成されています。

この区域においては、優れた田園景観を保全・継承して良好な景観の育成に配慮していくことが必要です。

オ 山地・高原地域（標高の高い山地・高原の区域）

標高の高い山地・高原の区域は、樹林、河川、湖沼等が一体となった自然性の高い景観を構成しており、また、人々の保健休養の場として、あるいは周囲の盆地や山麓から眺めたときの良好な景観としても親しまれています。このうち、高社山一体は、地域南部の眺望のシンボルとして親しまれているとともに、スキー場を中心とした保健休養地域としての景観が構成されています。

この区域においては、盆地部や山麓部からの眺望に留意して景観の変容を抑制するとともに、樹林等の自然環境を保全して、良好な景観の育成に配慮していくことが必要です。

2 景観育成の方針

(1) 市街地地域

まち並みとしてのまとまりを確保しつつ良好な市街地景観が育成されるよう、建築物等は、周辺と調和した高さ、規模、地域の持つ歴史性・文化性に配慮した形態・意匠とし、敷地周辺の緑化を進めるものとします。

(2) 沿道地域

千曲川や高社山をはじめとする山並みへの眺望を維持しつつ、周囲の樹林や田園景観との調和が図られるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺は花木等による緑化を進めるものとします。

(3) 田園地域

高社山や千曲川沿いの緑を背景とする果樹園や水田等の地域固有の田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意するとともに、優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとします。

(4) 山麓田園地域

周囲の地形や気候等と調和した地域固有の田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意するとともに、優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとします。

また、スキー場周辺においては、自然環境と調和した施設等が整備されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、良好な自然環境の保全・活用を図り、優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意するものとします。

(5) 山地・高原地域

自然性の高い樹林の保全を図るとともに、自然環境と調和した保健休養地域が育成されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、基調となる地形、湖沼、河川、樹林等の保全・活用を図り、優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意するものとします。

第2. 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係）

1 重景観育成点地域の区域

次に掲げる区域のうち、上信越高原国立公園の区域を除く区域

- (1) 中野市の区域（千曲川河川中心からその下流に向かって右側の地域に限る。）のうち、高速自動車国道関越自動車道上越線のうち上高井郡小布施町と中野市との境界から県道中野豊野線との交差点まで、県道中野豊野線のうち高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点から志賀中野有料道路を経て一般国道292号との交差点（志賀中野有料道路の出入口）まで及び一般国道292号のうち県道中野豊野線との交差点（志賀中野有料道路の出入口）から中野市と下高井郡山ノ内町との境界までの区間の下高井郡山ノ内町に向かって左側の区域及び右側30メートル以内の区域
- (2) 中野市の区域（千曲川河川中心からその下流に向かって左側の地域に限る。）のうち、県道飯山妙高高原線のうち上水内郡飯綱町と中野市との境界から高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジまで、高速自動車国道関越自動車道上越線のうち高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジから中野市大字上今井牡丹沢地区の一般国道117号との交差点まで及び一般国道117号のうち中野市大字上今井牡丹沢地区の高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点から中野市と長野市との境界までの区間の長野市に向かって左側の区域及び右側30メートル以内の区域
- (3) 下高井郡木島平村の区域
- (4) 下高井郡野沢温泉村の区域のうち、県道奥志賀公園栄線のうち下水内郡栄村と下高井郡野沢温泉村との境界（毛無山南東）から下高井郡野沢温泉村と下水内郡栄村との境界（高倉山北東）までの区間の下水内郡栄村泉平地区に向かって左側の区域及び右側30メートル以内の区域
- (5) 下水内郡栄村の区域のうち、県道奥志賀公園栄線のうち下水内郡栄村と下高井郡野沢温泉村との境界（高倉山北東）から下水内郡栄村道箕作反り上場線との交差点まで、下水内郡栄村道箕作反箕作反り上場線のうち県道奥志賀公園栄線との交差点から下水内郡栄村道村木6号線との交差点まで、下水内郡栄村道村木6号線のうち下水内郡栄村道箕作反り上場線との交差点から下水内郡栄村道清沢線との交差点まで、下水内郡栄村道清沢線のうち下水内郡栄村道村木6号線との交差点から下水内郡栄村林道月岡西線との交差点まで、下水内郡栄村林道月岡西線のうち下水内郡栄村清沢線との交差点から下水内郡栄村道月岡豊引線との交差点まで、下水内郡栄村道月岡豊引線のうち下水内郡栄村林道月岡西線との交差点から下水内郡栄村道大巻1号線との交差点まで、下水内郡栄村道大巻1号線のうち下水内郡栄村道月岡豊引線との交差点から県道長瀬横倉停車場線との交差点まで、県道長瀬横倉停車場線のうち下水内郡栄村道大巻1号線との交差点から下水内郡栄村道天代原向線との交差点まで、下水内郡栄村道天代原向線のうち県道長瀬横倉停車場線との交差点から下水内郡栄村道天代坪野線との交差点まで、下水内郡栄村道天代原向線と下水内郡栄村道天代坪野線との交差点から県道北野森宮野原停車場線と下水内郡栄村道鳥甲線との交差点を直線で結んだ線を経て下水内郡栄村道鳥甲線のうち県道北野森宮野原停車場線との交差点から下水内郡栄村林道栄線との交差点まで、下水内郡栄村林道栄線のうち下水内郡栄村道鳥甲線との交差点から下水内郡栄村道長瀬秋山線との交差点まで、下水内郡栄村道長瀬秋山線のうち下水内郡栄村林道栄線との交差点から下水内郡栄村林道秋山線との交差点まで及び下水内郡栄村林道秋山線のうち下水内郡栄村道長瀬秋山線との交差点から上信越高原国立公園との境界までの区間の上信越高原国立公園に向かって左側の区域及び右側30メートル以内の区域並びに森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する地域森林計画の対象となっている民有林のうち中津川流域に含まれる区域

2 地域区分

地域区分	対 象
(1) 市街地地域	・下高井郡野沢温泉村の区域のうち、県道飯山野沢温泉線のうち飯山市と下高井郡野沢温泉村との境界から下高井郡野沢温泉村道 1－1 線との交差点まで、 ・下高井郡野沢温泉村道 1－1 号線のうち県道飯山野沢温泉線との交差点から下高井郡野沢温泉村道豊郷 183 号線との交差点まで、 ・下高井郡野沢温泉村道豊郷 183 号線のうち下高井郡野沢温泉村道 1－1 号線との交差点から下高井郡野沢温泉村道豊郷 24 号線との交差点まで、 ・下高井郡野沢温泉村道豊郷 24 号線のうち下高井郡野沢温泉村道豊郷 183 号線との交差点から下高井郡野沢温泉村道豊郷 24 号線の終点まで、 ・下高井郡野沢温泉村道豊郷 24 号線の終点から県道野沢上境停車場線と下高井郡野沢温泉村道豊郷 327 号線との交差点を直線で結んだ区間を経て下高井郡野沢温泉村道豊郷 327 号線のうち県道野沢上境停車場線との交差点から下高井郡野沢温泉村豊郷農道 1 号線との交差点まで、 ・下高井郡野沢温泉村豊郷農道 1 号線のうち下高井郡野沢温泉村道豊郷 327 号線との交差点から下高井郡野沢温泉村道豊郷 141 号線との交差点まで、 ・下高井郡野沢温泉村道豊郷 141 号線のうち下高井郡野沢温泉村豊郷農道 1 号線との交差点から下高井郡野沢温泉村道 1－6 号線との交差点まで、 ・下高井郡野沢温泉村道 1－6 号線のうち下高井郡野沢温泉村道豊郷 141 号線との交差点から下高井郡野沢温泉村と飯山市との境界まで及び下高井郡野沢温泉村と飯山市との境界のうち下高井郡野沢温泉村道 1－6 号線との交点から県道飯山野沢温泉線との交点までの区間で囲まれる地域
(2) 沿道地域	次の道路及びこれらの両側各 30 メートル以内の地域のうち、(1)に掲げる地域及びずい道の区間を除いた地域 高速自動車国道関越自動車道上越線、一般国道 117 号、一般国道 292 号、一般国道 403 号、一般国道 405 号、県道中野豊野線、県道飯山野沢温泉線及び県道飯山妙高高原線
(3) 田園地域	次の区域のうち、(1)、(2)及び(5)に掲げる地域を除いた地域 ア 中野市の区域（千曲川河川中心からその下流に向かって右側の地域に限る。）のうち、都市計画法第 5 条第 1 項に規定する都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項に規定する農業振興地域（以下「農業振興地域」という。）の区域 イ 中野市の区域（千曲川河川中心からその下流に向かって左側の地域に限る。）のうち、飯山線の飯山市に向かって右側の地域及び一般国道 117 号のうち長野市と中野市との境界から中野市大字豊津字横吹の中野市と飯山市との境界までの区間の飯山市に向かって右側の地域 ウ 下高井郡木島平村の区域のうち、県道飯山野沢温泉線のうち飯山市と下高井郡木島平村との境界（烏川橋北）から県道馬曲木島停車場線との交差点まで、県道馬曲木島停車場線のうち県道飯山野沢温泉線との交差点から県道七曲西原線との交差点まで、県道七曲西原線のうち県道馬曲木島停車場線との交差点から一般国道 403 号との交差点まで、一般国道 403 号のうち県道七曲西原線との交差点から下高井郡木島平村道 30 号線との交差点まで、下高井郡木島平村道 30 号線のうち一般国道 403 号との交差点から下高井郡木島平村大字上木島字上原 3426 番地の 1 との交点まで並びに字上原 3426 番地の 1、字上原 3426 番地の口、字荒古 4626 番地、字荒古 4623 番地の 2 及び字荒古 4627 番地を経て下高井郡木島平村と中野市との境界までの区間の中野市に向かって右側の地域 エ 下高井郡野沢温泉村の区域のうち、一般国道 117 号のうち飯山市と下高井郡野沢温泉村との境界から県道箕作飯山線との交差点まで及び県道箕作飯山線（一部未供用区間を含む。）のうち一般国道 117 号との交差点から下高井郡野沢温泉村と下水内郡栄村との境界までの区間の下水内郡栄村に向かって左側の地域 オ 下水内郡栄村の区域のうち、飯山線のうち飯山市と下水内郡栄村との境界から長野県と新潟県との境界までの区間の新潟県に向かっての右側の千曲川河川中心から左側の地域及び県道箕作飯山線のうち飯山市と下水内郡栄村との境界から一般国道 117 号との交差点まで及び一般国道 117 号のうち県道箕作飯山線との交差点から長野県と新潟県との境界までの区間の新潟県に向かって右側の千曲川河川中心から左側の地域並びに県道箕作飯山線（一部未供用区間を含む。）のうち下高井郡野沢温泉村と下高井郡栄村との境界から県道長瀬横倉停車場線との交差点まで、県道長瀬横倉停車場線のうち県道箕作飯山線との交差点から下水内郡栄村道月岡志久見線との交差点まで、下水内郡栄村道月岡志久見線のうち県道長瀬横倉停車場線との交差点から下水内郡栄村林道滝見線との交差点まで、下水内郡栄村林道滝見線のうち下水内郡栄村道月岡志久見線との交差点から県道北野森宮野原停車場線との交差点まで及び県道北野森宮野原停車場線のうち下水内郡栄村林道滝見線との交差点から長野県と新潟県との境界までの区間の新潟県に向かって左側の千曲川河川中心から右側の地域

(4) 山麓田園地域	(1)、(2)、(3)及び(5)に掲げる地域を除いた地域
(5) 山地・高原地域	次の区域のうち、(2)に掲げる地域を除いた地域 ア 都市計画区域、農業振興地域のいずれにも含まれない地域 イ 次の地域 (ア) 中野市の区域のうち、県道中野飯山線のうち飯山市と中野市との境界から県道夜間瀬赤岩線との交差点まで及び県道夜間瀬赤岩線のうち県道中野飯山線との交差点から中野市と下高井郡山ノ内町との境界までの区間の下高井郡山ノ内町に向かって左側の森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する地域森林計画の対象となっている民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）の地域並びに中野市大字田上字牧ノ入、字日向、字笠原嶽、字朝日及び字夕日の地域並びに県道飯山妙高原線のうち上水内郡飯綱町と中野市との境界から中野市道涌井斑山線との交差点まで、中野市道涌井斑山線のうち県道飯山妙高原線との交差点から林道涌井斑山線の起点まで、林道涌井斑山線のうち起点から農業振興地域の境界との交点まで、農業振興地域の境界のうち林道涌井斑山線との交点から飯山市方向に進み中野市道斑山登山道線との交点まで、中野市道斑山登山道線のうち農業振興地域の境界との交点から中野市道斑山線との交差点まで、中野市道斑山線のうち中野市道斑山登山道線との交差点から中野市道堀越線との交差点まで及び中野市道堀越線のうち中野市道斑山線との交差点から中野市と飯山市との境界までの区間の飯山市に向かって左側の地域 (イ) 下高井郡木島平村の区域のうち、一般国道 403 号のうち下高井郡山ノ内町と下高井郡木島平村との境界から下高井郡木島平村道 30 号線との交差点まで、下高井郡木島平村道 30 号線のうち一般国道 403 号との交差点から下高井郡木島平村大字上木島字上原 3426 番地の 1 との交点まで並びに字上原 3426 番地の 1、字上原 3426 番地の口、字荒古 4626 番地、字荒古 4623 番地の 2 及び字荒古 4627 番地を経て下高井郡木島平村と中野市との境界までの区間の中野市に向かって左側の地域並びに下高井郡木島平村大字上木島の区域のうち地域森林計画対象民有林の地域 (ウ) 下高井郡野沢温泉村の区域のうち、下高井郡野沢温泉村道豊郷 354 号線と都市計画区域の境界との交点、下高井郡野沢温泉村道豊郷 193 号線の終点、下高井郡野沢温泉村道豊郷 195 号線の基点、下高井郡野沢温泉村道豊郷 243 号線の起点、下高井郡野沢温泉村道豊郷 246 号線の起点及び下高井郡野沢温泉村道豊郷 246 号線の起点と下高井郡野沢温泉村道豊郷 256 号線の起点とを結んだ線と都市計画区域の境界との交点を結んだ区間の下高井郡木島平村に向かって左側の都市計画区域 (エ) 下水内郡栄村の区域のうち、飯山市と下水内郡栄村との境界のうち飯山市の農業振興地域の境界との交点、下水内郡栄村道平滝野々海線の終点及び長野県と新潟県の境界のうち下水内郡栄村大字北信の地域森林計画対象民有林 30 林班と 31 林班の境界との交点を結んだ線の新潟県に向かって左側の地域並びに県道長瀬横倉停車場線のうち新潟県と長野県との境界から県道北野森宮野原停車場線との交差点まで及び県道北野森宮野原停車場線のうち県道長瀬横倉停車場線との交差点から県道北野森宮野原停車場線の起点との間の景観育成重点地域の境界との交点までの区間の上信越高原国立公園に向かって左側の地域

第3. 良好な景観育成のための行為の制限（法第8条第2項第2号関係）

1 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観育成基準

区 分	市 街 地	沿 道	田 園	山 麓 田 園	山地・高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更					
ア 配置	(7) 周辺と壁面線を含 わせつつ、極力道路か ら後退し、連続した沿 道の空間を構成するよ う努めること。	(7) 道路からできる だけ後退し、道路側 に空地を確保するよ うに努めること。 大規模行為にあつ ては、特に支障があ る場合を除いて、道 路から5メートル以 上後退するように努 めること。	(7) 道路からできる だけ後退し、道路側 に空地を確保するよう努めること。	(7) 道路からできる だけ後退し、良好な 空間の確保に努める こと。大規模行為に あつては既存樹林を 残置できるように道 路から10メートル 以上後退するように 努めること。	
	(イ) 隣接地と相互に 協力して、まとまった 空間を生み出すよう に努めること。	(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。			
	(ウ) 堆雪スペース等は、積雪期以外における周辺景観との調和に配慮すること。				
	(エ) 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。				
	(オ) 千曲川や高社山、 周辺の山並みへの眺望 や、付近のランドマー クとなる建築物等への 眺望を極力阻害しない 配置とすること。	(オ) 千曲川や高社 山、周辺の山並みへ の眺望を極力阻害し ない配置とすること。 特に千曲川や高社 山への良好な眺望 が得られる側につい ては、道路から可能 な限り後退するよう に努めること。	(オ) 千曲川や高社 山、周辺の山並み への眺望を極力阻 害しない配置とす ること。特に眺望上 重要な周囲の丘 陵、千曲川沿いの 河岸崖や斜面等か ら突出した印象を 与えないように努 めること。	(オ) 田園や背景とな る山並みへの眺望を 極力阻害しない配置 とすること。特に眺 望の対象となるりょ う線や斜面上部への 配置はできるだけ避 けること。	(オ) 田園の樹林や池 沼、背景となる山並 みへの眺望を極力阻 害しない配置とす ること。地形の高低差 がある場合はそれを 生かして周辺の自然 景観に調和するよう な配置とし、稜線や 斜面上部への配置は できるだけ避けるこ と。
	(カ) 電柱、鉄塔類はで きるだけ目立たないよ う設置すること。	(カ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。 また、団地開発等ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等千曲川や高社山、周辺の山並みの眺望を阻害しないように努めること。			(カ) 電柱、鉄塔類は樹林内等のできるだけ目立たない位置に設置すること。
イ 規模	(7) 周辺の基調となる 家並みから著しく突出 した印象を与えない規 模、建築物等と敷地の 釣り合い、高さとする こと。	(7) 千曲川や高社 山、周辺の山並みへ の眺望をできるだけ 阻害しないようにす るとともに、周囲の 基調となる景観から 著しく突出した 印象を与えない規 模、建築物等と敷地 の釣り合い、高さと すること。	(7) 千曲川や高社 山、周辺の山並み への眺望をできる だけ阻害しないよ うにするとともに、 周囲の田園や 河岸崖、丘陵等か ら著しく突出した 印象を与えない規 模、建築物等と敷 地の釣り合い、高 さとすること。	(7) 田園や背景とな る山並みへの眺望を できるだけ阻害しな いようにするととも に、周囲の基調とな る樹林やりょう線か ら著しく突出した印 象を与えない規模、 建築物等と敷地の釣 り合い、高さとする こと。	(7) 周囲の樹林や池 沼、背景となる山並 みへの眺望をできる だけ阻害しないよ うにするとともに、 周囲の基調となる樹 林やりょう線から著 しく突出した印象を 与えない規模、建 築物等と敷地の釣 り合い、高さとする こと。

	(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合は、圧迫感を生じないように努めること。	(イ) 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然景観、田園景観等との調和に努めること。特に樹林に隣接した位置については、樹高を超えない高さとなるよう努めること。	(イ) 高さは原則として周辺の樹林の高さ以内とし、樹高以上になる場合は、周辺景観と調和したものとなるように努めること。
ウ 形態・意匠	(ア) 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にも努めること。	(ア) 高社山や背景となる山並みのスカイライン、千曲川沿い等の樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域に伝統的な形態・意匠がある場合は、その活用にも努めること。	(ア) 高社山や背景となる山並みのスカイライン、河川沿いの樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努めるとともに、地域に伝統的な形態・意匠がある場合は、その活用にも努めること。また、宿泊施設街や保健休養地域においては、相互の建築物等の形態・意匠の調和に配慮するように努めること。
	(イ) 屋根の形状は雪の処理等により困難なものを除き、できるだけこう配屋根にするように努めること。また、建築物等の正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの育成にも努めること。	(イ) 屋根の形状は雪の処理等により困難なものを除き、できるだけこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。	
	(ウ) 壁面は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。	(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。	
	(エ) 周囲の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。		
	(オ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。		
	(カ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。		
	(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。		
エ 材料	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、地域で伝統的に用いられている素材がある場合は、その活用に努めること。	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、地域に伝統的な素材がある場合は、その活用に努めること。特に宿泊施設街や保健休養地域においては、できるだけ自然素材の使用に努めること。	
	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材を極力用いないように努めること。	
オ 色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、周囲の建築物等と調和した色調とすること。また、積雪期における周辺景観との調和にも配慮すること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や積雪期における周辺景観と調和した色調とすること。また、宿泊施設街や保健休養地域においては相互の建築物との調和に配慮すること。	
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。	

	(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。	
オ 色彩等	(イ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(イ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
カ 敷地の緑化	(ア) 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。	
	(イ) 建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感威圧感の軽減に努めること。	
	(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	
	(イ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	(イ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。
	(イ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、周辺に自生する樹種の活用を努めること。	
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	
	(カ) 敷地境界に遮へい物を設ける場合は自然素材を用いる等、周辺景観と調和するよう配慮すること。特に現状において生垣が形成されている集落内沿道では、やむを得ない場合を除き生垣とすること。	
キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（特定外観意匠）に関する付加基準	(ア) 配置 ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・千曲川や高社山、周辺の山並みへの良好な眺望が得られる場合は、その眺望を極力阻害しないように努めること。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控えること。	(ア) 配置 ・道路からできるだけ後退させるよう努めること。 ・千曲川や高社山、周辺の山並み等への眺望を阻害しないよう努めること。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控えること。
	(イ) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。	(イ) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根や植生、その他周辺の景観の基調をなすものの高さを超えないように努めること。
	(ウ) 材料 ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努めること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	(ウ) 材料 ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努めること。 ・反射光のある素材は極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。
		(ウ) 材料 ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を用いるとともに、自然素材等の使用に努めること。 ・反射光のある素材は原則として使用しないこと。

	(I) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	(I) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数はできるだけ少なくするように努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	(I) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数はできるだけ少なくするように努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
(2) 土地の形質の変更			
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(7) 土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。		
	(4) 擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。		
	(9) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。		
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採			
採取等の方法、採取等後の緑化等	(7) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。		
	(4) 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。		
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵			
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	(7) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。		
	(4) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		

2 法に基づく措置の基準

法第8条第4項第2号イに規定する制限及び法第17条第1項の規定による措置の基準は次のとおりとします。

- ・ 表中の(1)のうちウ、エ、オ及びキ

(別表1)公共事業景観育成指針

第1. 共通指針

区 分	指 針
1 法面	法面は、安全上支障ない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。
2 擁壁	擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、周辺の緑化などに努める。
3 附属物（標識、防護柵、照明施設等）	標識、防護柵、照明施設等は、構造、意匠及び色彩について、地域の特性を踏まえたものとするなど、安全上支障のない範囲で、できるだけ楽しさや快適さを与え、周辺の施設と調和するよう努める。特に、山地・高原や田園等の豊かな自然環境を有する地域にあっては、木製防護柵の使用に努める。
4 緑化・植栽	緑化・植栽は、うるおいのある良好な空間をつくるため、積極的に推進し、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努める。
5 占用工作物（電柱、広告物等）	道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。

第2. 施設別指針

1 道路

道路は、人々の往来や物の流通等一般交通のための最も基本的な施設として、県内のいたるところに通じており、その沿道には、山並み、田園、まち並みなど多種多様な景観が広がっている。このため、その整備に当たっては、それぞれの特性を踏まえ、周辺の景観と調和のとれた道路景観の育成に配慮することが必要であり、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地域においては、周囲の自然景観に与える影響に留意し、また、都市部においては、沿道のまち並みや建築物等との調和に配慮する必要がある。

区 分	指 針
(1) 路線の選定	良好な景観を有している地域にあつては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周辺景観との調和に配慮する。
(2) トンネル及びシェッド	トンネル、ロックシェッド及びスノーシェッドの坑口は、周辺の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。
(3) 高架橋	高架橋の橋脚、橋桁、防音壁等の意匠、色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。
(4) 交差点	交差点における信号機柱、標識、照明施設等については、整理統合に努め、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。
(5) 歩道及び自転車道	ア 歩道及び自転車道の舗装は、必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用を努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。 イ 植樹ますなどストリートファニチャー等を設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し、周辺景観と調和するよう配慮する。
(6) 横断歩道橋	横断歩道橋は、意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部等は、必要に応じ緑化するよう努める。
(7) 地下歩道	ア 上屋は、意匠、色彩について、周辺の景観と調和するよう配慮する。 イ 地下部は、安心感、楽しさ、明るさを持つ空間となるよう配慮する。
(8) 緑の保全と緑化	ア 都市部の道路にあつては、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地域の道路にあつては、必要に応じ植樹帯を設ける。 イ ポイントとなる地点や余裕地は、必要に応じポケットパーク等として緑化修景し、憩いの空間を創出するよう配慮する。 ウ 中央分離帯や交通島については、交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。
(9) 電線類の地中化	電線類は、地中化について積極的に取り組み、都市景観の向上に努める。

2 橋りょう

橋りょうは、人や車の通行だけでなく、水辺の風景の要素としての役割も演じており、それ自体が優れた景観ともなり得るため、景観の育成上重要な施設となっている。このため、整備に当たっては、水や森、周囲の山並み、まち並みとの調和に配慮する必要がある。

区 分	指 針
(1) 橋りょう本体	橋りょう本体の構造形式、意匠、素材及び色彩については、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。
(2) 高欄、照明施設等	ア 高欄、照明施設等の配置、意匠、色彩、素材等については、橋りょう本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。 イ 必要に応じバルコニー等の広場を設ける場合には、周辺の環境と調和するよう配慮する。
(3) 橋詰広場	必要に応じ橋のたもとは、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう、周辺の景観と調和した広場の整備に配慮する。

3 公園・緑地

公園・緑地は、地域の中における身近な親緑空間として、憩いとうるおいを提供するとともに、景観のアクセントとなっている。このため、生活や地域コミュニティの場として、自然や文化を生かした整備に配慮する必要がある。

区 分	指 針
(1) 施設	公園内に設ける施設は、材料、意匠について、安全性、機能性に支障のない範囲で、周辺景観と調和するよう配慮し、必要に応じ自然素材の導入に努める。
(2) 緑の保全と緑化	植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努める。 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

4 下水道

下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地域住民と深いかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから、地域の景観を育成する上で重要な要因となっている。このため、施設の整備に当たっては、処理場内の公園化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

区 分	指 針
(1) 処理場内の施設	意匠、色彩について、地域の特性を生かし、周辺の景観と調和するよう配慮する。
(2) 処理場内の緑化	施設配置を考慮し、植栽等を行い、周辺の景観と調和するよう努める。

5 河川

河川、水路、湖沼等は、古くから地域と深いかわりを保ちながら、治水、利水の両面から、人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、雄大な景

観を構成する一つの要素でもあり、その豊かな自然は、人々にやすらぎを与え、人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。

このため、それらの整備に当たっては、水系ごとに定められている河川環境管理基本計画等との整合を図りながら、治水、利水機能に支障のない範囲で、自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

区 分	指 針
(1) 護岸	護岸は、構造等について、周辺の景観と調和するように配慮する。
(2) 高水敷	高水敷は、地域の特性を生かした緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮する。
(3) 緑の保全と緑化	ア 堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。 イ 水辺林等の自然の緑は、洪水の流下に支障のない範囲において、保全するよう配慮する。

6 ダム・えん堤

治水、利水のためやむを得ず設置するダム及び砂防、治山のためのえん堤を設置する場合には、河川環境管理基本計画等との整合を図りながら、安全性等に支障がない範囲で、自然景観との調和に配慮する必要がある。

区 分	指 針
(1) 構造物	構造物及びその周辺の施設は、できる限り周辺の自然環境と調和するように配慮する。
(2) 緑の保全と親水	緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り、水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。

7 斜面

住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、自然斜面に施設を設置するものと、切土、盛土によって生じる斜面の安定の確保を図るものがあるが、景観育成上からも重要な要因であるため、周辺景観との調和に配慮する必要がある。

区 分	指 針
(1) 斜面の表面	安定性等を考慮した上で、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。
(2) 構造物	安全性等の条件に支障がない範囲で、周辺の景観と調和するように配慮する。
(2) 良好な景観を構成する要素となる樹木等	できる限り修景に生かすよう配慮する。

8 公共建築物

集会施設、学校施設、公共住宅等の公共建築物は、地域住民と大きなかかわりを持っている。このため、うるおいのある親しみに満ちた開放的な施設とするとともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす必要がある。整備に当たっては、敷地内に限定せず、広く公共空間と連動させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

(1) 建築物

区 分	指 針
ア 位置・配置	(ア) 山際に設置する場合は、できる限り低い位置に設置し、稜線を遮らないよう配慮する。 (イ) 敷地の形状により、建物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。 (ウ) 道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりとうるおいのある空間の創出に努める。 (エ) 敷地内に良好な樹木がある場合は、木立を生かした配置計画に努める。
イ 意匠	(ア) 周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした意匠とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。 (イ) 屋根の形状は、背景となる山並み等、周辺の景観と調和するよう努める。 (ウ) 壁面は、窓辺にアクセントを持たせるなどの工夫をし、表情が豊かな建築物となるよう努める。 (エ) 建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し、目隠し等の工夫に努める。 (オ) 屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。
ウ 色彩	(ア) 周辺景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした色彩とする。 (イ) 建築物の規模、形態等に留意し、周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。 (ウ) 建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう努める。
エ 素材・材料	(ア) 気候、風土など地域の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。 (イ) 地域材の効果的な活用を図り、地域の特性を生かした景観育成に努める。

(2) 敷地境界施設（門、塀等）

区 分	指 針
ア 位置	できる限り道路から後退し、オープンスペースの確保に努める。
イ 意匠	建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないよう努める。
ウ 色彩	建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図り、周辺の景観との調和に努める。
エ 素材・材料	建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図るとともに、地域材の効果的な活用により、周辺の景観と調和するよう努める。

(3) 敷地内附属施設

区 分	指 針
ア 車庫、自転車置場等	建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。
イ 焼却炉、ごみ置場、浄化槽等	配置の工夫、樹木での遮へい等により、極力目立たないよう努める。
ウ 駐車場等	広範囲にわたり単調な空間が出現しないよう緑化等に努める。

(4) 敷地内の緑化

区 分	指 針
ア 植栽木の配置	植栽木の配置の工夫により四季を通じて、うるおいとやすらぎのある環境を作り出すよう努める。
イ 植栽	植栽に当たっては、周辺の樹木と調和した樹種や、地域の自然植生を考慮した樹種選定に努める。
ウ 敷地境界等	敷地境界等には、生垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。

9 ガス・上水道

ガス及び上水道施設は、地域住民が文化的な生活を送る上で必要な施設である。供給施設の整備に当たっては、周辺環境との調和に配慮する必要がある。

区 分	指 針
(1) 施設内の建築物等の配置、意匠、色彩	施設内の建築物等の配置、意匠、色彩については、地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を持ち、目立つことがないように努める。
(2) 施設内の敷地	施設内の敷地には、地域にふさわしい樹種の選定等に留意し、周辺景観と調和するよう緑化に努める。

10 農地・森林

農山村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域ごとに個性ある美しい景観が生み出されてきたことから、農地は、農産物の供給地であるとともに、田園景観、里地や高原の景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、県土に占める面積の割合も大きいことから、本県の景観育成において果たす役割が大きい。

このような地域の景観を育成するためには、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。

区 分	指 針
(1) 農業基盤の整備	農業基盤の整備に当たっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに、うるおいのある農業景観の育成に努める。
(2) 森林の保育事業	森林の保育事業の実施に当たっては、多様な住民の要請に応えられる健全で活力ある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観の育成に努める。

長野県景観計画

作成：長野県 建設部 都市・まちづくり課